

ボランティアグループ登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に福岡市内でボランティア活動をしているグループが、福岡市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下、「市センター」という。）の施設等の利用や市センターからボランティアに関する情報等を受けようとするために、ボランティアグループ登録（以下、「登録」という。）を行うことについて、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 登録できるグループは、主体的な参加に基づくボランティア活動を行っているグループであって、次の各号のすべてに該当するグループとする。

- (1) グループの構成員が5人以上であること
- (2) 活動の主たる基盤を福岡市内に有すること
(法人格の有無は問わない)
- (3) 月1回以上、ボランティア活動を行っていること
(有償・無償は問わない)
- (4) ボランティアグループとして、6ヶ月以上の活動実績があること

2 前項の規定に関らず、福岡市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が登録に伴うボランティアルーム利用等の便宜の早急な提供が特に必要と認めた場合は、登録グループとみなす仮登録ができるものとする。

(登録及び登録の更新)

第3条 登録を希望するグループは、次に掲げる書類を市センター又は区センターを通じて、会長に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書（様式1）
- (2) 登録ボランティアグループ状況書（様式2）
- (3) ボランティアグループ構成員名簿
- (4) 会則（ボランティア活動を行う旨の規定がされているもの）
- (5) 上記のほか、必要に応じ、会報等ボランティア活動の実績を証明できるもの

2 登録は、年度更新とし、登録した翌年度以降は、登録ボランティアグループ状況書（様式2）の提出をもって、更新するものとする。

(登録の承認)

第4条 会長は、グループから登録申請を受けたときは、すみやかに登録ないし仮登録の承認又は不承認を決定し、グループに通知しなければならない。

(登録内容の変更)

第5条 登録を承認されたグループ（以下、「登録グループ」という。）及び仮登録を承認されたグループ（以下、「仮登録グループ」という。）で、代表者や代表者の住所、グループの名称、会則等に変更があった場合は、登録変更届（様式3）を会長に提出しなければならない。

2 仮登録グループが第2条の登録の要件を満たした場合は、第3条第1項に定める書類

を会長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録グループ及び仮登録グループが登録を辞退する場合は、登録辞退届(様式4)を会長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 会長は、登録グループ及び仮登録グループが、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することがある。

- (1) 登録グループ及び仮登録グループが、本来のグループの目的やボランティア活動のあり方を逸脱した行為(政治・宗教・営利目的の活動など)、あるいは公共の福祉に反する行為等があると認められるとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 登録グループ及び仮登録グループが、市センターの設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき
- (3) 登録グループが連絡なく、本会が指定する提出期限内に年度更新手続きを行わないとき
- (4) 登録グループが、第2条の登録の要件に該当しなくなったとき
- (5) 仮登録グループが登録日から1年を経過後も、第2条の登録の要件を満たしていないとき
- (6) 登録グループが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であることが判明したとき、または、暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等であることが判明したとき。

(規定外の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日以前に、市センターに登録しているボランティアグループについては、第3条第1項の規定の適用を免除する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

年度 登録ボランティアグループ状況書

フリガナ												
グループ名	グループ結成年月日: 年 月 日											
フリガナ						電話番号						
代表者名						FAX						
住所	〒 -											
フリガナ						電話番号						
郵送物送付先氏名						FAX						
郵送物送付先住所	〒 -											
連絡担当者PCメール						情報送付	必要・必要なし					
連絡担当者携帯メール						号外メール	必要・必要なし					
活動場所	東区 ・ 博多区 ・ 中央区 ・ 南区 ・ 城南区 ・ 早良区 ・ 西区 ・ 市内全域 ・ 市外											
対象者	高齢者 ・ 子ども ・ 青少年 ・ 障がい児 ・ 障がい者 ・ 限定しない ・ その他											
活動内容の種別	活動内容のすべてに○をつけてください。 話し相手(傾聴) 、子育て支援、保育(託児)、遊び相手、学習支援、子ども食堂、おもちゃ図書館、音訳、点訳、テキスト訳、手話、拡大写本、要約筆記、ガイド、理美容、見守り、生活支援・家事援助、ふれあいサロン・地域カフェ、病院、施設、在宅、作業所・宅老所、芸能、精神保健、スポーツ交流、環境保護(山・川・海等)、緑化活動(花植え等) 、国際協力・交流 、パソコン、動物愛護、災害支援、プロボノ(専門的技術・知識の提供)、その他()											
メンバー構成	性別		年代別				職業別			居住地		
	男	人	10代	人	40代	人	勤労者	人	中高生	人	市内	人
	女	人	20代	人	50代	人	主婦	人	その他	人	市外	人
	他	人	30代	人	60以上	人	大学生	人				
活動日 活動場所 活動内容	※ 活動日によって、内容・場所が異なる場合は、分けて記入してください。											
	活動日											
	場所											
	内容											
	活動日											
	場所											
内容												
定例会	日時	:										
	場所	:										
	内容	:										

(裏面も記入してください。)

一言PR	
メンバー募集	<p>◎ メンバー募集の有無とその条件等について記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あり ⇒ 加入条件 () ・ なし ⇒ 募集なしの理由 ()
会費	<p>円 / 年・月 (いずれかに○) ・ なし</p>
ホームページへの掲載	<p>はい ・ いいえ</p>
利用者の負担や料金	<p>◎貴グループの活動・支援を利用する場合、ボランティアを受ける側は料金の負担・支払いが必要ですか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実費相当の経費等の負担が必要 → 具体的な内容・金額等 () ・ 必要ない ・ 実費相当の経費等の負担が必要 → 具体的な内容・金額等 () ・ 経費以外の謝礼や利用料等の負担が必要 → 具体的な内容・金額等 ()
法人格の有無	<p>なし ・ あり ()</p>
その他	
備考	

構 成 員 名 簿

グループ名 () 平成 年 月 日現在

No.	氏 名	住 所	電話番号 (FAX)	性別	年代	職業
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

ボランティアグループ会則（例）

この会則は、ボランティアグループの設立に際して新たに会則を作成するための参考として例示したものです。これを参考にグループの実情にあった会則を作成してください。

ボランティアグループ「〇〇〇〇〇〇会」 会則

（名 称）

第1条 本会はボランティアグループ「〇〇〇〇〇」(以下、「会」という。)と称する。

（目 的）

第2条 会は、〇〇や〇〇と親睦を図り、相互理解を深めるとともに、〇〇の活動を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 〇〇の実施活動
- (2) 〇〇の検討活動
- (3) 〇〇の調査研究活動
- (4)

（会 員）

第4条 会の会員は、第2条に定める目的に賛同し、入会を希望する者とする。なお、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役 員）

第5条 会に、会長、副会長、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

（経 費）

第6条 会の運営に要する経費は、会費及び寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（会 費）

第7条 会費は、会員1人につき、年額（月額）〇〇〇〇円とする。

（会計年度）

第8条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。